

鎌倉幕府の成立と坂東武士の官職

野口 実

はじめに

鎌倉幕府の成立時期については諸説ある。しかし、源頼朝が地域的軍事権力を樹立した十二世紀末以前から承久の乱に至るまで、それが形式的にしか実現されていない期間を含むものの、院政のもとで武士が国家の軍事警察権を握っているという体制は一貫するものであった。^①

この間に、鎌倉を本拠とする国家の軍事を担う有力権門^②「鎌倉幕府」が成立したとするならば、その首長（「鎌倉殿」）のみならず、政権の土台を支えた坂東武士の身分にもそれなりの上昇が伴ったはずである。身分の表象となるのは官位である。^②そこで、「鎌倉幕府」なるものの前提となる源頼朝による政権が成立する前後の段階で、坂東武士の帯した官職位階にどれほどの変化が生じているのかを検証し、^③もって「幕府」成立の時点を考える論拠に資してみたいと思う。

なお、私はこれまでに中世成立期から前期おける東国、わけても坂東の武士団（武士の家・一族）の存在形態に

ついで研究を進めており、その成果のほとんどは、以下の論文集に収録してある。

A 『坂東武士団の成立と発展』戎光祥出版、二〇一三年、原版は一九八二年

B 『増補改訂 中世東国武士団の研究』戎光祥出版、二〇二二年、原版は一九九四年

C 『東国武士と京都』同成社、二〇一五年

行論中、とくに典拠記載が必要な場合は、右のA～Cの符合をもって、それに関係する論文の所収を示した。それぞれの巻末に付した索引を活用して御確認頂きたい。

注

(1) 上横手雅敬『鎌倉時代政治史研究』(吉川弘文館、一九九一年)・『日本中世国家史論考』(塙書房、一九九四年)。

(2) 田中稔「侍・凡下考」(『史林』五九卷四号、一九七六年)、青山幹哉「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」(『年報中世史研究』第一〇号、一九八五年)、元木泰雄「諸大夫・侍・凡下」(今井林太郎先生記念論文集刊行会編『国史学論集』河北印刷、一九八八年)。

(3) 鎌倉幕府成立前後の時代における官位制度や武士・御家人などの任叙・身分の状況に関係する研究を管見の範囲で挙げる
と以下のとおりである。

青山幹哉「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」・「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」(『日本歴史』五七七号、一九九六年)、秋元信英「関東御家人の検非違使補任をめぐって―その制度的おぼえがき―」(『日本歴史』第三〇六号、一九七三年)、石田祐一「諸大夫と撰閥家」(『日本歴史』第三九二号、一九八一年)、石塚栄「封建社会における律令制官位の存在について」(『法政史学』第二四号、一九七二年)、上島享「成功制の展開」(『史林』七五卷四号、一九九二年)、

上杉和彦「鎌倉幕府と官職制度―成功制を中心に―」（『日本中世法体系成立史論』校倉書房、一九九六年、初出一九九〇年）、上横手雅敬「いまなぜ義経なのか」（同編著『源義経 流浪の勇者 京都・鎌倉・平泉』文英堂、二〇〇四年）、金子拓「鎌倉幕府・御家人と官位」（『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九三年）、高橋昌明「西国地頭と王朝官職―安芸国沼田荘地頭小早川氏の場合―」（『日本史研究』第三二二号、一九八一年）、田中稔「侍・凡下考」、時野谷滋「鎌倉御家人の任官叙位」（『政治経済史学』第三〇〇号、一九九一年）、永井晋「平安末期の武士の任官について」（『埼玉地方史』第一八号、一九八五年）・「十二世紀中・後期の御給と貴族・官人」（『國學院大学大学院紀要 文学研究科』第一七輯、一九八六年）、中原俊章「鎌倉御家人の官位」（『歴史公論』第一〇巻第一〇号、一九八四年）・「公家と家司・侍」（『峰岸純夫ほか編』『今日の古文書学 第三巻 中世』雄山閣出版、二〇〇〇年）、長村祥知「在京を継続した東国武士」（『高橋修編』『実像の中世武士団 北関東のものゝふたち』高志書院、二〇一〇年）、宮沢誠一「幕藩制的武家官位の成立」（『史観』第一〇一冊、一九七九年）、元木泰雄「諸大夫・侍・凡下」。

一 西上以前における坂東武士の官位

住国の在庁官職は除いて、『吾妻鏡』から木曾義仲・平家追討のために西上する以前（寿永二年末）の坂東の在地武士たちの官位を伴う呼称を国毎に列挙したのが左の表である。¹⁾

【表1】

〈武蔵〉 平山武者所季重	所見条	備考
治承四年十一月四日		文治元年四月十五日には「右衛門尉季重」

足立石馬允遠元	治承四年十月二日	平治の乱で、藤原信頼が廟堂を制圧した際に行われた除目で「足立四郎遠元」は石馬允、鎌田次郎は兵衛尉となり、政家と改名（『平治物語』上）
豊島石馬允朝経	治承四年九月三日	建久元年十二月十一日「左衛門尉（元前石馬允）」
太田小権守行朝	養和元年閏二月二十三日	文治二年三月二十六日「紀伊権守有経」・建久元年五月二十九日「豊島権守有経」と同一人か？
久下権守直光	寿永元年六月五日	
比企掃部允	治承四年八月九日	掃部允の実名は宗兼か？
〔相模〕 波多野石馬允義常	治承四年七月十日	
糟屋権守盛久	治承四年八月二十三日	横山党か？
〔上総〕 金田小大夫頼次	治承四年八月二十四日	
〔下総〕 千葉六郎大夫胤頼	治承四年六月二十七日	
〔常陸〕 八田武者所知家	養和元年閏二月二十三日	建久元年十二月十一日「右衛門尉友家」
佐竹藏人	治承四年十一月五日	佐竹藏人の実名は義季か？
志太三郎先生義広	治承四年十一月七日	
〔上野〕 新田大炊助義重	治承四年九月三十日	「新田大炊助源義重入道法名上西」
〔下野〕 宇都宮左衛門尉朝綱	寿永元年八月十三日	
宇都宮所信房	養和元年閏二月二十三日	文治三年九月二十二日「所衆信房（号宇都宮所）」 文治二年二月二十九日「所衆中原信房（造酒正宗房孫子）」

これはあくまでも、『吾妻鏡』の元暦元年以前の条に所見する者だけをあげたもので、たとえば、上総では広常の子の能常（良常とも）『吾妻鏡』では、寿永元年八月十一日条に「小権介」と見える）が『平家物語』諸本に「山城権守」あるいは「大和権守」とあり、『吉記』承安四年三月十一日条に安房国の相撲人として「安重大夫保光」「政

所大夫弘澄」、また同じく十四日条には常陸の佐竹義宗が「雅楽助大夫」と所見することなどから、これにとどまらない数多の在地武士が官位を帯していたことがうかがえるのである。『吾妻鏡』の文治元年以降の条に登場する坂東武士の中にも、元暦以前から京官ないしは大夫（五位）の位階をもつものがあつたとみなければならぬ。⁽²⁾

注

(1) 長く坂東の所領から離れて「京武者」として活動していたと思われる足利義兼ら一部の河内源氏庶流の武士、また、千葉常胤や小山政光らが在庁官職を帯した者や、留住貴族として特殊な存在形態をとつた下総藤原氏などは対象から除外した。なお、備考欄の比企掃部丞・佐竹藏人の比定については、佐々木紀一「頼朝流離時代困窮の虚実―『吉見系図』の史料価値一考―」（『米沢国語国文』第三七号、二〇〇八年）・『平家物語』の中の佐竹氏記事について」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』第四四号、二〇〇八年）を参照。

(2) 例えば、文治元年十月二十四日条に見える佐貫四郎大夫広綱や建久三年八月九日条に見える「悪権守」こと下妻四郎弘幹など。

二 西上にともなう坂東武士の官位獲得

1 「自由任官」禁止の本旨

『吾妻鏡』文治元年（一一八五）四月十五日条には、西上した際に頼朝の許可を得ず勝手に任官（自由任官）した御家人に対して墨俣以東への下向を禁じた下文（左に掲げる。以下「下文」と、その対象者に対する頼朝の

悪口を記した交名「東国住人任官輩事」（以下、「交名」）が収められている。

下 東国侍内任官輩中

可令停止下向本国各在京勤仕陣直公役事

副下 交名注文一通

右任官之習、或以上日之勞、賜御給。或以私物償朝家之御大事。各浴 朝恩事也。而東国輩、徒抑留庄園年貢、掠取国衙進官物。不募成功、自由拜任、官途陵遲已在斯。偏令停止任官者、無成功之便者歟。不云先官当職、於任官輩者、永停城外之思、在京可令勤仕陣役。已厠朝烈、何令籠居哉。若遠令下向墨俣以東者、且各改召本領、且又可令申行斬罪之状如件。

元暦二年四月十五日

この下文は、自らのもとに結集した東国武士たちが朝廷の権力に取り込まれないようにしようとする頼朝の「武家の棟梁」としての階級的意志を示したものととして評価されてきた。しかし、素直に読んで意識してみると「官職は『労』を積んだことに対する『御給』や私物を貢進する『成功』に対して朝恩として与えられるものである。しかるに、東国の輩は莊園の年貢を抑留し、国衙の官物を掠め取り、『成功』に感じないで勝手に任官して、官途の意味が失われている。だから、任官の時期に関係なく、いま官職にある者は在京してその職を勤めなければならぬ。京官にあるのに東国にいられる理由はないのだから、美濃より東に戻ろうとするならば本領を没収して斬罪に処する」ということになるであろう。¹⁾

頼朝は既存の王朝社会の秩序を前提にして正論を述べたに過ぎない。平家追討戦を目前に控えながら官職兼任という駄馬の道草のような所業に勤しんでいる御家人たちを怒って見せたのである。

さて、その対象となった御家人が二十四名であったことは、彼らへの悪口を記した「交名」から明らかである。そして、下文に「不云先官当職」とあることから、彼らの官職兼任が時期的に幅のあったことがうかがえる。そこで、想起されるのが、前年の十月に後鳥羽天皇の即位に伴う大嘗会御禊が行われ、その費用を調達する目的で衛府二十人の成功が募られたという事実である（『玉葉』元暦元年十月六日条）。

平家に安徳天皇を伴って都落ちをされた後白河院にとって、新天皇の即位は喫緊の課題であった。何としてでも新天皇を立て、その正統性を示さなければならぬ。しかも、平家とともに朝廷行事を担うのに必要な多くの官人が西海に下ってしまつて、京都には不在なのである。大嘗会御禊実施のための経費と人員を調達するためには相当イレギュラーなことが行われても仕方がない状況があった。そこに乗じたのが、木曾義仲を破って入京してきた「東国輩」だったのであろう。なぜならば、この頃、官職を得ることは、長期間の在京奉公の「労」に莫大な額の「成功」を加えても容易に叶うものではなく、とくに競争の激しかった「武職」の兼任は一生待ち続けるほどの機会しか望めなかったのである。⁽²⁾ おそらく、大嘗会御禊のための「成功」は在京中の武士たちにとっては千載一遇のチャンスであり、彼らはこぞってこれに応じようとしたに相違ないのである。

一方、朝廷も事を急いだのであろう、任料納付の確認を済ませる前に除目を行ってしまったのである。こうなると、上横手雅敬氏が指摘するように、混乱に紛れて任料を納めずに「食い逃げ」をはかった者もあったのであろう。⁽³⁾ また、京官を勤めるには儀礼故実の知識が求められたから、成功に応募者から任官者を選考する際に、在京経験も考慮され、また祇候していた権門からの推挙のあったことも想定されるが、本国への下向禁令は、その条件を満た

していない御家人にとっては厳しい措置であったといえる。

注

- (1) 時野谷滋「鎌倉御家人の任官叙位」。
- (2) 上島享「成功制の展開」、上杉和彦「鎌倉幕府と官職制度―成功制を中心に―」、中原俊章「公家と家司・侍」。
- (3) 上横手雅敬「いまなぜ義経なのか」。

2 官職拝任の御家人たち

『吾妻鏡』文治元年四月十五日条に収められた「交名」によると、問題になった任官者二十四名の内訳は、兵衛尉十一名、馬允六名、衛門尉三名、刑部丞二名、縫殿助・宮内丞各一名である。

これらの人名・本国を比定し、備考を加えた表を以下に示す。

【表2】

所見名	比定される御家人	本国	「交名」の所見内容
a. 兵衛尉義廉	不明	陸奥	頼朝を「悪王」と言い、一族で木曾義仲に参向
b. 兵衛尉忠信	佐藤忠信	陸奥	平泉藤原秀衡の郎等
c. 兵衛尉重経	諸岡重経	武蔵	勘当をほぼ許したのに、本領に戻らない
d. 渋谷馬允	渋谷重助	相模	在京して平家・木曾・義経に仕える
e. 小河馬允	武蔵小川氏	武蔵	少々の勘当を許そうとしていた
f. 兵衛尉基清	後藤基清	武蔵	任官は希有なこと
g. 馬允有経	豊島有経	武蔵	木曾に仕えた。五位の馬允とは嘗てない
h. 刑部丞友景	梶原朝景	相模	刑部丞の柄ではない
i. 同男兵衛尉景貞	梶原景貞	相模	任官は希有なこと

『玉葉』には、前年に朝廷が大嘗会御禊のために成功を募った「衛府二十余人」を「先任」したとある。ここに記された「衛府」を厳密に捉えれば、「東国侍」の十四人に、これに応じて官職を得た可能性をみとめることができる。成功に応じたのは「東国侍」だけではなかっただろうし、衛府拜任を希望しながら別の官職に補された者もあったのだろうが、そのことを踏まえて、「交名」にあげられた東国武士たちの官職拜任の背景について考察してみたい。

a 兵衛尉義廉に比定すべき御家人は不明。名は「義兼」に改名した新田義重の子（新田次郎）と同じだが、『尊卑分脈』の伝える官職（大炊助・皇嘉門院藏人）とは一致しない。「交名」には一族をあげて木曾義仲に参向したとあるから、あるいは信濃源氏の一族かも知れない。いずれにしても、早々に没落した存在とみてよいだろう。⁽¹⁾

b 兵衛尉忠信は、頼朝が「秀衡之郎等令拜任衛府事、自往昔未有、被坐ヨカシ」と述べているように平泉の藤原

j.	兵衛尉景高	梶原景高	相模	任官は見苦しい
k.	馬允時経	中村時経	武威	官職好み 松斐庄の知行権を失った
l.	兵衛尉季綱	海老名季綱	相模	勘当を許そうとしていたのに
m.	馬允能忠	本間能忠	相模	同右
n.	豊田兵衛尉	豊田義幹	下総	父は東国が落ち着いてから参向してきた
o.	兵衛尉政綱	関政綱か？	常陸	本領を少し返そうとしていた
p.	兵衛尉忠綱	藤姓足利忠綱か？	下野	
q.	馬允有長	平子有長	武威	
r.	右衛門尉季重	平山季重	武威	
s.	左衛門尉景季	梶原景季	相模	任官は希有なこと
t.	縫殿助	不明		
u.	宮内丞舒国	山内首藤経後	相模	大井渡で臆病な声を発したのに任官は見苦しい
v.	刑部丞経後	八田知家	常陸	官を好んでも役に立たない
w.	右衛門尉友家	小山朝政	下野	鎮西下向途中での任官は馬が道草を食うに同じ
x.	兵衛尉朝政			同右

秀衡の郎等（陸奥国信夫郡司佐藤氏の出身）で義経の側近にあった武士だが、和泉国大鳥郷の郷司に任じられているところをみると在京経験もある行政能力に長けた存在であったのだろう（『平安遺文』四二三二・二三号）。頼朝のコメントに反し、実のところ信夫佐藤氏は家格も高いから兵衛尉任官に無理はない（B第一部第五章参照）。

c 兵衛尉重経は、武蔵国秩父一族で、源義経の舅河越重頼の兄弟師岡重経に同定される。『大夫尉義経畏申記』には、元暦二年正月一日に義経が院御所に出仕した際、これに供奉した「御共衛尉」の一人として「師岡兵衛 左兵衛尉平重保」の名が見え、この重保は重経のことであろう。^②

d 渋谷馬允は、相模国の吉田庄（渋谷庄）の在地領主で、平治の乱後東国に逃れてきた佐々木秀義父子を保護した渋谷庄司重国の子息重助である。かれが内乱期に、平家↓木曾義伸↓頼朝と主をかえながら在京し続けたことは「交名」から明らかである。^③ かれもまた、師岡重経と同様、正月一日に義経が院御所に出仕した際、これに供奉した「御共衛尉」の一人「渋谷兵衛 左馬允平重資」として名を見せている。^④

e 小河馬允は、いわゆる武蔵七党を構成する西党の一員であろう。^④

f 兵衛尉基清は、言うまでもなく頼朝の義弟一条能保に仕える「京武者」後藤基清であり、兵衛尉補任は順当なものともてよい。

g 馬允有経は武蔵の秩父平氏に属する豊島有経。^⑤ 義経が京都守護だった間、紀伊国の守護人を勤めたが、『吾妻鏡』には「豊島権守」とも「紀伊権守」とも所見する。かれが守護国の「権守」に任じているのが偶然なのかどうかは課題とすべきところである。

h 刑部丞友景は、梶原景時の弟の朝景。景時・朝景兄弟が頼朝拳兵以前から徳大寺家に祇候していたことはB第二部第七章で述べたところである。したがって、この官職拜任は不当なものではない。ちなみに、『平安遺文』四

二一一号「梶原景時書状」（神護寺文書）は、署名を「刑部丞平三（花押）」とするが、「三」に見える部分は花押の一部と考えて「刑部丞平三（花押）」と読むべきもので、「梶原朝景」の発給とするのが正しい。この誤りは『大日本史料』第四編之六の「正誤表」で「梶原景時書状 写真版一枚削除ス」として図版を削除することを示し、また『書画大観 解説 乾巻』（書画大観刊行会、一九一七年）の解説では「梶原朝景筆書状」と命名されており、戦前來明らかにされていたことだが、それが戦後歴史学に伝えられていなかったようである（坂口太郎氏の教示による）。なお、刑部丞は兵衛尉に対応する官職であった。^⑥

i 同男兵衛尉景貞（景定）は、朝景の子。j 兵衛尉景高は、景時の子。ともに父同様に在京経験が豊富であったと思われる。

k 馬允時経は、いわゆる武蔵七党を構成する丹党中村氏の一員だが、「交名」に「松斐庄ハ不知」と見えるのが気になる。

l 兵衛尉季綱は、いわゆる武蔵七党の武士で、相模に進出した横山党に属する。『保元物語』などに登場する「海老名源八末定（貞）」の孫にあたる。横山党は中央への進出の顕著な武士団で、かれらの任官は在京活動の前提が功を奏したものとみられる。^⑦

m 馬允能忠は、右の季綱の叔父にあたる本間能忠に同定される（『海老名荻野系図』）。『吾妻鏡』からは、かれの子か孫の世代と思われる本間元忠が左衛門尉から式部丞を経て山城守に到ったことが知られる。元忠は伊勢の守護代をつとめたり、將軍出御の際に調度懸の役をつとめていることなどから、西国の状況や有職故実に通じていたことがうかがえる。^⑧

n 豊田兵衛尉は、下総国豊田庄（松岡庄）を本拠とする常陸平氏系の豊田義幹に比定される。常陸平氏は治承

四年に族長の多気（佐谷）義幹が平家東征軍の先陣押領使として富士川合戦に臨んでいたこともあって（『源平闘諍録』）、在地にあった一族は頼朝軍への参向が遅かったらしい。頼朝が「交名」で「父ハ於下総度々有召ニ不参シテ」と述べているのは、父子で在地在京の分業状況にあったということであろう。

o 兵衛尉政綱は、右の豊田庄至近の常陸国関郡（庄）を本拠とする秀郷流藤原氏系の武士である。政綱の父政家（正家）は下総国大方郷を名字地として「大方五郎」と称し、保元三年（一一五八）・承安四年（一一七四）の両度にわたり宮中の節会相撲に「最手」（最上位の相撲人）として出場したことが知られる。⁹この時代の相撲人は住国の国衛↓知行国主（受領）のルートで貢進されており、上洛して権門有力者と接触する機会も多く、当然家人関係を結ぶことにつながったと思われる。後述するように、この政綱は後に按察使大納言藤原朝方の家人として、朝方の知行する出雲の目代をつとめていたことが知られる。なお、政綱父の政家は在国して、寿永二年（一一八三）あるいは養和元年（一一八一）の下野国野木野宮合戦で頼朝に敵対した志太義広と戦ったことが知られ、ここにも父子の在地在京の分業が見られる。

p 兵衛尉忠綱は、須藤聡氏が秀郷流藤原氏系の足利忠綱に比定しているが、私もこれに従う。¹⁰

q 馬允有長は、武蔵国横山党の武士。『吾妻鏡』建久六年（一一九五）三月十日条まで馬允として所見する。¹¹

r 右衛門尉季重は、武蔵七党の西党の一員、『平家物語』でよく知られている平山季重である。かれは『吾妻鏡』には元暦元年二月七日条まで「平山武者所」として所見しており、すでに院武者所に祇候した経歴を持つ存在であった。武者所の労をもって任じられる官職は馬允だから、右衛門尉はそれに成功や拳申が加わったことになる。

s 左衛門尉景季は、梶原景時の嫡子。かれも「宇治川の先陣争い」の話で有名な武士である。通称が「源太」なのは、源姓の人物の猶子になっていたのだからであろうか。衛門尉は兵衛尉より格上で、かれも父同様に徳大寺家に祇候

していた可能性が高い。

t 縫殿助は、比定者不明。『職原抄』によれば六位相当官である。

u 宮内丞舒国は、比定者不明。宮内丞については、『官職秘鈔』に治部・刑部・大蔵の丞と同様に「良家子等任之、近代諸家侍任之、但可撰人也」、『職原抄』に「六位之侍任之」とある。

v 刑部丞経俊は、相模国山内庄の山内首藤氏で、かれの父も刑部丞の官歴を持つ。首藤氏は河内源氏に代々乳母を出す直属郎等の家であり、中央との関係も深いから、経俊の官職補任も不自然ではない（A第二章）。

「交名」はこのあとに「此外輩、其数雖令拜任、文武官之間、何官何職分明不知食及之故、委不被載注文、雖此外、永可令停止城外之思歎矣」との一文がある。w 右衛門尉友家とx 兵衛尉朝政は、「交名」の末尾に「件兩人下向鎮西之時、如駘馬之道草喰、同以不可下向」とあるように、上記a～vの武士とは別枠の扱いである。

w は八田知家、x は小山朝政で、ともに頼朝の乳母の一人である寒河尼（八田宗綱女・小山政光妻）の近親である。⁽¹²⁾ 知家は『吾妻鏡』のこの条以前の記事からすでに院武者所に祇候した経歴が明らかであり、朝政ものちに檢非違使として京中で活動したことが知られるので、この官職には無理なく補されたものと考えてよい。

「交名」には「此外輩、其数雖令拜任、文武官之間、何官何職分明不知食及之故、委不被載注文」とあるから、任官者はこれ以外にもあったのだろう。「下文」では「墨俣以东」とあるが、ここではさらに厳しく「城外」すなわち京外に思いをなすことを禁じている。

この『吾妻鏡』文治元年四月十五日条は、頼朝に従った御家人の「自由任官」を禁じた史料として有名だが、上横手雅敬氏や上杉和彦氏の指摘するように、朝官を拜任したら在京して職務に励むべしというのが本旨なのである。たしかに、頼朝に限らず、自由任官を制限するのはどの権門も同じだろう。これまでの解釈は、「公武対立史観」

によって眼を曇らされていたようだ。さらに頼朝は、官職を得ようとする御家人たちに必ず「成功」に応じるべき事を要求している。そこにはとても、京都の古代的な王朝政府を圧倒しようとする、東国に成立した中世的新興武士階級の政権の首長の姿はうかがえない。

そして、御家人の側としても、官職に補われて実務に携わることになれば、それに関する知識・能力が要請されることになる。衛府のような武職といっても、単に物理的な武芸を知るばかりでは通用しない。したがって、成功に応じる御家人は、在京経験が豊富でなくてはならず、もし頼朝が院から官職を与えるに相応しい御家人の挙手を求められても、そのことを踏まえるならば、「京都に馴れたる者」を対象とせざるを得なかったであろう。

注

- (1) 長村祥知「在京を継続した東国武士」。
- (2) 野口実「義経を支えた人たち」（上横手雅敬編著『源義経 流浪の勇者』文英堂、二〇〇四年）。
- (3) 長村祥知「在京を継続した東国武士」、佐々木紀一「渋谷右馬允重資伝」（『米沢国語国文』第四五号、二〇一六年）。
- (4) 武蔵七党については、渡辺世祐・八代国治『武蔵武士』（有峰書店、一九七一年、初出は一九一三年）を参照。
- (5) 長村祥知「在京を継続した東国武士」。
- (6) 青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」注（35）。
- (7) 海老名氏は横山党に属するものの、相模守に任じた源有兼の血統をひいており、そのことが中央出仕の背景にあったものとみられよう。なお、菱沼一憲「中世海老名氏について（3）―村上源氏流海老名氏の概観―」（『海老名市史研究』一五、二〇〇五年）を参照されたい。

(8) 青山幹哉「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」二の註(7)参照。

(9) 糸賀茂男「関氏(三)」「国史大辞典」第八卷、吉川弘文館、一九八七年)、野口実「相撲人と武士」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年)。

(10) 須藤聡「足利忠綱の行方」(『武尊通信』第九五号、二〇〇三年)。

(11) 鎌倉佐保「小野姓横山党の成長」(『バルテノン多摩博物館部門研究紀要』第九号、二〇〇五年)。

(12) A第二章、B第二部第七章・第三部第二章・C第一部第三章、野口実「寒河尼と小山三兄弟」(『日本歴史』第七九八号、二〇一四年)。

(13) 院武者所については、米谷豊之祐「院武者所考―白河、鳥羽両院政期を中心として―」(時野谷勝教授退官記念事業会編『日本史論集』清文堂出版、一九七五年)を参照されたい。

二 在京活動の実績と官位

1 建久元年頼朝上洛時に挙申された御家人たち

建久元年(一一九〇)流刑から三十年、挙兵後十年を経て上洛を果たした頼朝に対し、後白河院は、度々の勲功を賞して二十人の御家人に官職を与える旨を伝えてきた。頼朝はこれを辞退したが、再三の要請に応じる形で結局十人を挙申している。『吾妻鏡』十二月十一日条に記されたその面々を表にして掲げると以下の通りである。

【表3】

	所見(官職)	(名)	(補任理由)	備考(名)	(本国)
ア	左兵衛尉	平常秀	祖父常胤勲功賞讓	境(千葉)	常秀
イ		同 景茂	父景時同賞讓	梶原景茂	相模
ウ		藤原朝重	父知家同賞讓	八田知家	常陸
エ	右兵衛尉	平 義村	父義澄同賞讓	三浦義村	相模
オ		同 清重	勲功賞	葛西清重	下総
カ	左衛門尉	平 義盛	勲功賞	和田義盛	相模
キ		同 義連	同賞	佐原義連	相模
ク		藤原速元	同賞、元前右馬允	足立速元	武蔵
ケ	右衛門尉	藤原朝政	同賞、元前右兵衛尉	小山朝政	下野
コ		同 能員	同賞	比企能員	武蔵

『吾妻鏡』は右のように述べるものの、『玉葉』によれば、このときも文治元年と同様、朝廷は公事用途に窮していたおり、そのために募った「成功」に対して頼朝は二十五人の交名を進めたとある(十二月十日・十二日条)。「吾妻鏡」に記された上記十名については頼朝の勲功賞として「大功田」とともに与えられた挙申権によるもので、『吾妻鏡』のいうように、当初二十人とされていたのを頼朝が遠慮して十人としたというのは、どうやら『吾妻鏡』編纂時の作文のようで、もともと「衛序(府)十人可被任之由」(『玉葉』同十三日条)に応じたものだったらしい。

したがって、この十人は「成功」の対象とされず、任料の徴収はされなかったものと思われる。

とはいえ、「挙申」によって衛府尉に補されたからには、在京して職務を果たす義務が生ずるのであるから、その人選は単に軍事的な功績のみで行われたのではない。挙兵から奥州合戦・大河兼任の乱平定にいたるまで、大きな役割を果たした有力御家人一族の中からとくに在京経験豊富な者が選ばれたことが予想される。

かれらの在京経験について考察を加えてみよう。

ア千葉常秀は、平家追討戦では祖父常胤に従って鎮西に下り、薩摩・大隅・豊前に多くの所領・所職を与えられている。おそらく、現地の占領地軍政を担ったのだろう。そして、その前提として、在京活動中にこの地方の武士と接触する機会があったのだろう。^①ちなみに、かれは源義経の搜索のために静御前が鎌倉に連行されたとき、工藤祐経・梶原景茂・八田朝重・藤原邦通らとともにその旅宿に赴いて、酒宴を催し、郢曲の妙を尽くしたという（『吾妻鏡』文治二年五月十四日条）。かれらは都の文化に馴染んだ仲間たちであろう。

イ梶原景茂は、【表2】でみた景季の弟。父景時はすでに一般御家人の極官ともいえるべき左衛門尉を嫡子景季に譲っていたから、このときは庶子である景茂に左兵衛尉を譲ることになったのであろう。頼朝の景時重用の程がうかがえるが、梶原氏の在京活動の成果と見ることも出来る。

ウ八田朝重は知家の嫡子。父同様にかれも長く在京していた可能性が高い。朝重は静御前の旅宿を訪れた一人であるが、その二年前の六月、鎌倉に滞在していた平頼盛が上洛するに際して頼朝が饞別の宴を催したときには、父の知家が「馴京都之輩」の一人として参加している（『吾妻鏡』元暦元年六月一日条）。

エ三浦義村は、まさに父の譲である。かれ自身も在京活動の経験を持っていたと思われるが、祖父の義明が生存していた間は、父の義澄の方が在京することが多かったようである。頼盛送別の宴にも「馴京都之輩」の一人として所見している。

オ葛西清重は、【表2】gの豊島有経とは兄弟ないしは極めて近い親族関係にあった。^②頼朝の挙兵した頃、この一族の豊島朝経が右馬允の官を帯して在京していたことも知られ（『吾妻鏡』治承四年九月二日条）、のちに清重ら葛西・豊島氏の面々が京都守護の下、「官兵」として山門強訴等に対する警護にあたっている事実などを踏まえると（『明月記』・『吾妻鏡』・『天台座主記』建仁三年十月十五日条等）、ここでの官職兼任は、平泉藤原氏滅亡後、奥

州総奉行に任じたことに対する身分的な裏付けを付与する意味もあったと思われるが、やはりこの一族の豊富な在京経験を踏まえた部分が大きかったものと思われる。

カ和田義盛は、後世に脚色された非文化的なイメージが強いが、何といっても侍所別当という家政機関の要職に就き得たことは、再評価する必要がある。当初所司であった梶原景時にその地位を奪われたことをもって、かれの能力を否定する見方もされるが、職務に関する個々の遂行事案を追ってみる限りそれは不当ではないかと思う。⁽³⁾

また、かれの文化的営為として注目すべきことは、神奈川県横須賀市浄楽寺に、妻の小野氏とともに願主となり、運慶とその一門によって造立された阿弥陀三尊像が伝わることであろう。⁽⁴⁾晩年の頃、かれは寝殿造の亭に住み、『吾妻鏡』建保元年四月二十七日条)、その郎従は「侍」であった(同 建永元年六月二十一日条)。源氏一族しか受領拝任を許されない中で実朝に「上総介」を望んだのも(同 承元三年五月十二日条)、決して不自然なこととはいえないようである(B第三部第二章参照)。

キ佐原義連は、三浦義澄の弟で、エ三浦義村やカ和田義盛には叔父にあたる。頼朝の挙兵後の目覚ましい活躍ぶりは『吾妻鏡』に記されるとおりであるが、建久元年の頼朝上洛に際しても京上道具の奉行や院参の供奉を勤めていることなどから、在京経験とそこで故実を学んだことがうかがえる。後に紀伊・和泉の守護に補されたのもゆえなしとし⁽⁵⁾ない。

ク藤原遠元は、武蔵の御家人足立遠元で、「元前右馬允」とあるように、かれは早くも平治の乱の渦中に行われた除目で、源義朝の郎等としての活躍を賞されて兵衛尉になった鎌田正清と並んで右馬允に任じられたことがあった(『平治物語』)。さらにかれの人脈は貴族社会にも及んでおり、その娘は後白河院の近臣藤原光能の妻となっていた(B第二部第五章参照)。勲功賞による左衛門尉への昇任は、予期されることであっただろう。

ケ藤原朝政は、**〔表2〕**wと同じ小山朝政である。すでに兵衛尉から衛門尉への昇任は規定のルートであったから、この場合はその「巡」が早められたということになるろう。

建仁元年（一一二〇）正月二十三日、梶原景時が幕府から追放され、討死を余儀なくされた事件に触発された城長茂が京都で蹶起し、檢非違使左衛門尉（判官）の任にあった小山朝政の三条東洞院にあった宿所を襲撃したが、このとき朝政は土御門天皇の朝覲行幸に供奉して不在だったという事実が諸書に見える（『大日本史料』第四編之六）。朝政は在京活動の担い手として相応しいキャリアを有していたのであろう。その後かれは判官↓受領の昇進パターン通りに下野守に補され、本国下野のほか播磨・壱岐の守護も勤めている⁶⁾。

コ比企能員は、信濃国の目代をつとめ、その後、檢非違使の宣旨を蒙ったことに示されるように、もともと京都を基盤とする存在であった⁷⁾。

以上、領主制論的武士理解において、鎌倉幕府樹立の中核的存在として評価されていた豪族の領主層に属する千葉・三浦・小山氏などの子弟が（A第二章参照）、挙って武士にとつてのキーポストである衛府尉に補任（初任・昇任）されたのは、頼朝の国家守護権掌握に照応するものであり、「幕府」の成立を建久元年とする説を補強しないし裏付ける事実といえよう。

注

（1） B 第三部第一章、野口実「地頭」（『歴史と地理』第四九三号、一九九六年）、同『列島を翔ける平安武士』（吉川弘文館、二〇一七年）。

（2） 杉山博編『豊嶋氏の研究』（名著出版、一九七五年）、入間田宣夫編『葛西氏の研究』（名著出版、一九九八年）。また、中

条家文書「平氏諸流系図」など、豊島・葛西氏の系図を参照のこと。

(3) 高橋秀樹「鎌倉殿侍別当和田義盛と和田合戦」(同『三浦一族の研究』吉川弘文館、二〇一六年)参照。

(4) 横須賀美術館・神奈川県立博物館編『運慶 鎌倉幕府と三浦一族』(吉川弘文館、二〇二二年)。

(5) 高橋秀樹「佐原義連とその一族」(同『三浦一族の研究』)参照。

(6) 『青山文庫本貞永式目追加』所収「国々守護事」(渡邊正男「史料紹介 丹波篠山市教育委員会所蔵「貞永式目追加」』『史学雑誌』第一二八編九号、二〇一九年)。

(7) 落合義明「鎌倉幕府と武蔵武士―毛呂氏・比企氏を中心に」(『大東史学』第四号、二〇二二年)参照。

(8) 青山幹哉は、「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」において、「武士とは基本的にすべて衛府尉をキーポストとする階級」と述べている。

2 国家守護を担う権門貴族に祇候する家人の官職補任

頼朝の御家人の官職拜任については、『吾妻鏡』の文治元年四月十五日条と建久元年十二月十二日条に伝えられた事例をもとに議論されることが多い。前者についての見解の多くは、「自由任官」の禁止という側面を強調して、古代王朝政府に地方武士が取り込まれることを防ぎ、新興武士階級の利害を代表する政権を樹立した自らのもとに一元的な主従関係を構築しようとした頼朝の強い意志を読み取る⁽¹⁾とする。また、後者については補任の内容(対象となった御家人や官職など)よりも、院から二十名の挙申権を与えられたにも拘わらず半数にとどめた点、すなわち王朝権力と距離を置こうとする頼朝の革新的な政治姿勢が肯定的に評価されるような見方が一般であったように思う。

しかし、果たしてそうであろうか。たしかに「自由任官」は非難されているが、記事文言の示すところは、上杉和彦氏や上横手雅敬氏が指摘するように、朝官を拜したら在京して職務に励むべしというのが本旨であり、^②そもそも、自由任官を制限するのはどのような権門においても同じだろうと思う。階級闘争史観ないしは公武対立史観が眼を曇らせていたようだ。前述のように、このときは、朝廷の側も大嘗会御禊の経費捻出のために「成功」を募っており、衛府などに所属した武士たちが平家にしたがって京都から去ってしまったために、その補充も必要だったのである。

後者については、内乱收拾の勲功賞によるものとはいえ、ここで官職を得た武士たちは、武功のみならず、それを受け、その官職を担い得る経歴を持つ存在であった。つまり、前者の「下文」に見られる「墨俣以東への下向」を禁じられても、在京して職務を担い得るだけのバックグラウンドを有する武士たちなのであった。

建久元年の上洛によって、頼朝は権大納言・右近衛大将に任じ、国家の軍事警察を担当する権門としての立場を確定した。国家守護権こそ「幕府」なるものの本質であるとするならば、鎌倉幕府の成立はこの時点で置かなければならない。その際、家人たちに武士たる存在のキープストである「衛府」の官職が与えられたのである。これまた、実に整合的であって、公武対立の要素などは見られない。上横手雅敬氏の述べるように、まさしく「公家政権に従属していったのは、頼朝だけではなく御家人ぐるみであった」^③のである。

ところで、衛府などに官職を得て実際に職務に携わる前提として、在京経験が豊富な、「京都に馴れたる者」であることが必要であることを前に述べたが、『吾妻鏡』からその実例を検出すると、そこには畠山重忠・結城朝光・千葉常秀のようにかなり若年の者が含まれていることが分かる。となると、かれらは元服以前の幼少期から在京していたのではなからうか。この点については、朝光の母で頼朝の乳母をつとめた寒河尼（八田宗綱の娘・小山政光

の妻)の子息たちをテーマにかつて論じたことがある。ここでは地方武士が子息のみならず妻や娘たちも伴って在京していたことにも触れた。⁽⁴⁾ おそらく在京中の「一所傍輩のネットワーク」は武士の妻子にまで及んでおり、それゆえに彼女たちは中央の文化にも明るく、政務にも発言できる資質を有したのであろう。梶原景時妻の書状(『平安遺文』四二四七号)など、それを雄弁に物語っている。

注

- (1) つとに、藤直幹氏は「京都において陣役を奉仕すべく、関東に下向の折は斬罪に処すべしとの激語を放つてゐる。この言葉には、帯官者は朝廷に奉仕の責務を負ふとの表面上の理由とともに、自己の意に従はぬ者に対する激しい憤怒の情を潜めてゐることは、其等の人々に対する悪罵がその容貌の批評にまでもおよんでゐることより窺ひ得るのである」と述べている(同氏『中世武士社会の構造』目黒書店、一九四四年、一八〇頁)。
- (2) 上杉和彦「鎌倉幕府と官職制度―成功制を中心に―」、上横手雅敬「いまなぜ義経なのか」。
- (3) 上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」(同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出は一九七五年)。
- (4) 野口実「寒河尼と小山三兄弟」『日本歴史』第七九八号、二〇一四年。

おわりに

源頼朝の挙兵以前から、坂東の武士は一族間の分業を前提にして在京活動を活発に展開し、然るべき権門に祇候して官位の獲得に余念がなく、頼朝挙兵段階にも少数ではあるが、京官や五位の位を有する武士もあつた。木曾義

仲・平家追討戦によって、在国していた武士も大挙上洛した際に朝廷が財政と人事両面の理由から「成功」を募った。『吾妻鏡』文治元年四月十五日条の「下文」と「交名」は、それに応じて京官を得た東国御家人たちへの頼朝の対応を物語るものに過ぎない。たしかに頼朝はかなりエキセントリックだが、そこに示されるのは、自らの家人の「自由任官」を望まない本主としての当然の姿勢であり、また任官を果たした武士たちについて検討を加えるてみると、かつて在京してそれなりの「労」を積んだものが多い。そのことは建久元年の上洛の際に頼朝が院からの申し出にに応じて挙申した十人の御家人の場合はさらに明瞭であった。しかも、この際の挙申の事情については、『吾妻鏡』と『玉葉』に齟齬するところがあり、『吾妻鏡』編纂段階で頼朝が朝廷と距離を置こうとした姿勢を脚色した可能性がうかがえる。

こうしてみると、頼朝とその御家人たちの主従関係は、少なくとも形式的には、在来の権門と地方武士との間に結ばれ、しかも多元的なものであったことと異なるところはない。実際、梶原景時は徳大寺家に仕え、その知行国となった美作国の目代に任じているのである。ちなみに、【表2】^①兵衛尉政綱、すなわち常陸国を本国とする関政綱も同じように、院御既別当をつとめて平泉藤原氏ともつながりの見出せる按察使大納言藤原朝方の家人であり、その知行国と思われる出雲国(朝方の子息朝経が出雲守)の目代を任されている。^②また、暦仁元年(一二三八)五月、おりしも將軍九条頼経に随行して在京していた宇都宮歌壇の重鎮として知られる常陸国の御家人等間時朝は、当然の如く前右大臣家(二条良実)の「簡衆」に加えられている。

一方、幕府権力の確立とともに、在京活動が顕著で「労」を積み、衛府等の京官を経験した者(一族子弟を含む)の中から受領に任じられる者が増加する。これらは実質のない「名国司」と捉えられがちである。しかし、たとえば、嘉禎四年(一二三八)〜仁治元年頃に現任の美作守だった小早川茂平については、具体的な国務に携わってい

たことを示す文書が存在することが指摘されているのである。^③

こうした事実を踏まえると、鎌倉時代の前期くらいまでは、幕府御家人であっても、そのうち少なからざる部分が中央（京都）の権門を本主と仰ぐような存在が多かったといえるのではないだろうか。「自由任官」に制限を加えることはいかなる権門でも当然のことであるわけで、頼朝が御家人の一元的掌握をはかったことは間違いないにしても、そのみを強調する評価には、武士は階級的に結束するというような理論的要請が前提としてあったのではないだろうか。また、「主従関係」とは私的で情誼的な形で形成されるものであるという、近代以降一般に普及された「武士道」に基づくような思い込みが、「武士」認識をおかしくさせているのだろう。^④中世前期の武士は「恩（所領や所職・官位）こそ主よ」と高言して憚らないドライな存在だったのである。^⑤

すでに本論で述べたところだが、こうした頼朝の政権の変革性を相対化する事実を踏まえ、幕府の本質を国家守護（王権守護）に見いだす視点から、私は、その成立時期を建久元年（一一九〇）源頼朝が上洛して後白河院から国家守護権を与えられた時点とする上横手雅敬氏の説に従いたいと思う。また、承久三年（一一二二）、後鳥羽院が実質的に「治天の君」の権限を北条義時に奪われた時点や、寛元（建長の政変）によって鎌倉から九条家の影響力が排除されて北条得宗権力が確立した段階は、政治のみならず宗教面でも大きな画期となったと理解している。^⑥

最後に、当時の坂東武士の文化水準や教養について付言しておきたい。本論で再三述べたように、坂東の武士は京官拜任を望み、それが達せられたならば、実際に職務に携わることを要求されたのである。したがって、それなりの知識教養も持ち合わせていた。

しかしながら、今日における一般的な中世前期の武士に対する認識は、戦国時代や近世の「サムライ」と大差がないように思われる。情宜に基づく片務的な主従関係をよしとし、武を尊ぶが文を侮蔑するようなサムライイメー

ジを中世前期の坂東武士に投影するのは大きな誤りと言わなくてはならない。⁽⁷⁾

なぜそうなってしまったのか。本論のテーマである官位という側面から、宮沢誠一氏が次のような見解を示しているので紹介しておきたい。

「中世とくに鎌倉時代の侍は、近世の武士と異なつて、官位の授与を媒介にして王臣的性格を濃厚に有していた……したがつて、もしこのような存在を強いて近世に求めるのならば、それは一般の武士ではなく、形式的にせよ、「従五位下」以上の官位をもち朝廷に仕える義務を負っている將軍や大名などの上級武家領主だけであろう……足利義満政権の段階で、將軍職の内容が実質面においても、官位の側面においても大きな変化を遂げている」⁽⁸⁾。

近年は「歴史ブーム」といわれるが、そこで語られる歴史は「面白おかしい」ことであり、「歴史学」ではない。人文科学軽視の社会風潮を表象するかのような現象であり、多くの研究者が、それに抗うことの難しさを感じる状況の下にある。⁽⁹⁾

注

- (1) 前川佳代「源平合戦後の義経」(上横手雅敬編著『源義経 流浪の勇者 京都・鎌倉・平泉』文英堂、二〇〇四年)。
- (2) 野口実「笠間時朝と京都」(笠間市教育委員会編『笠間時朝とは何者か?』二〇一九年)。
- (3) 高橋昌明「西国地頭と王朝官職―安芸国沼田荘地頭小早川氏の場合―」。
- (4) 主従結合の公(官制・職制)的側面については、上横手雅敬「主従結合と鎌倉幕府」(同『日本中世国家史論考』塙書房、一九九四年、初出は一九七一年)、「武士道」の成立とその社会的影響については、佐伯真一『戦場の精神史 武士道という幻影』(日本放送出版協会、二〇〇四年)を参照されたい。

(5) 野口実『武家の棟梁の条件 中世武士を見なおす』（中央公論社、一九九四年）。

(6) 貫達人「鎌倉幕府成立時期論」（『青山史学』創刊号、一九六九年）、上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」を参照。

(7) 最近、鎌倉幕府成立前後の頃の坂東武士の文化水準や教養についての従来の理解の誤りをただす研究が蓄積されつつあるが、すでに戦中の段階で、このことを論じた論文の存在したことを坂口太郎氏の教示によって知ることが出来た。花見朔巳「関東武士は果して無学か」（『歴史地理』第八一卷第四号、一九四三年）である。花見氏の著作には軍国教育に資するような内容のものが多くことで、せっかくの優れた実証的研究の成果までが学界から無視され続けたのである。戦後歴史学の陥穽といえよう。

(8) 宮沢誠一「幕藩制的武家官位の成立」。

(9) 市村高男氏は、最近刊行された『足利成氏の生涯 鎌倉府から古河府へ』（吉川弘文館、二〇二二年）の「あとがき」で、現今の「歴史ブーム」が「歴史学などの人文科学を軽視する風潮」の上に構築されているという認識と、それに抗う事の難しさを述べておられる。また、市村氏は最近の研究に地域と民衆の視点が欠落していることも指摘している。私は中世前期の武士論において、京都ないし上部構造を重視して論じているので、一見、私と市村氏の意見は相反するものと思われるかも知れない。しかし、そうではなく、お互いの問題意識は異なるものの、中世前期と後期の違いが視点の中央と地方の相対化という問題で、合わせ鏡のようになっていのにすぎないと理解している。そして、昨今の「歴史ブーム」に対する認識は私も共有するところである。

受付日 令和四（二〇二二）年十月三日 採用日 令和四（二〇二二）年十二月二十五日

〈キーワード〉

鎌倉幕府 坂東武士 官職